

(参考資料 2)

## 概略版

# 東大和市第5次行政改革大綱の 概要（考え方、方向性）（案）

この資料は、『東大和市第5次行政改革大綱』の概要（考え方・方向性）（案）の概略版として、見やすく表示したものです。内容は、意見募集の対象となる『東大和市第5次行政改革大綱』の概要（考え方・方向性）（案）と同様です。

# 行政改革の基本的な考え方

## <意義・必要性>

- ▶ 行政改革は、一般に、行政機関の組織の簡素化・合理化、事務の効率化など、管理面における改革と位置づけられ、定員や給与の適正化、経費縮減等が主な取組みとなっています。また、市が行政運営をする上で、市民サービスの向上及び効率的・効果的な行政運営の観点から、常に取組むべきもので、その取組みは終わることのない不断の努力を必要とするものです。市では、平成9年から多岐にわたる行政改革課題に取組み、一定の成果をあげてきましたが、日本一子育てしやすいまちづくりのための課題を含め、今後直面する新たな行政課題の解決に向けた取組みを行うに際しては、その財源の確保など、より一層、行政改革を推進していく必要があります。

行政改革とは・・・

- ◆組織の簡素化・合理化
  - ◆事務の効率化
- など

◆主な取組み

- ・定員適正化
  - ・給与の適正化
  - ・経費縮減
- など

行政課題の解決に必要な  
財源の確保など



市民サービスの向上

## <これまでの行政改革の取組み>

- ・ 第1次行政改革大綱（平成9年度～平成13年度）
- ・ 第2次行政改革大綱（平成14年度～平成18年度）
- ・ 集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
- ・ 第3次行政改革大綱（平成19年度～平成23年度）
- ・ 第4次行政改革大綱（平成24年度～平成28年度）

上記の取組みにより、

- ・ 事務事業の整理・合理化
- ・ 指定管理者制度の導入
- ・ 使用料・手数料の見直し
- ・ 土曜窓口の開設
- ・ 市有地の売却

など、行政改革に努めてきました。

## <第4次行政改革大綱の見直し>

### <方向性>

第5次行政改革大綱では、第4次行政改革大綱（計画期間平成24年度～28年度）の成果を踏まえて行政の役割を再点検します。

その上で、平成29年度以降においても、引き続き、効率的・効果的な行政運営に努め、行政改革の不断の取組みの実行と、優先すべき改革課題等を明確にするため、第5次行政改革大綱を策定します。

### <計画の位置づけ・取組み範囲>

第四次基本計画を上位計画とし、第四次基本計画の「第3編 適正な行財政運営の実現」の推進に必要なものと位置づけます。

ただし、「第2編 分野別計画」に関連する事項であっても、第3編に掲げられた施策に基づく積極的な改革が必要な場合には取組みの対象とします。

また、定員適正化計画及び財政健全化計画を一体のものとして、その視点を盛り込んだものとします。

# 行政改革の推進方針

## ＜基本目標＞

- ▶ 当市では、市財政の厳しい状況が続く中で、市民サービスの向上や市民協働に関することを基本目標として掲げ、行政改革に取り組んできました。特に第3次、第4次では、「市民サービスの向上」から「市民サービスの更なる充実」とするなど市民本位の行政サービスとなるよう努めてきました。
- ▶ 今後も行政の第一義的課題である市民サービスの向上を図り、市民に満足いただける行政サービスの提供に努めます。
- ▶ また、市民参加や協働の推進についても、「市民とともに歩む市政運営」の実現に向け、市民自らが積極的に参加できる機会を確保するなど、市民の声を活かした行政運営に努めます。
- ▶ これらのほか、様々な行政課題に対応するため、事務事業の簡素・効率化の推進や組織力の向上と人材育成など、効率的でスリムな行財政運営の実現に努めます。  
以上のことから、次の4つを第5次行政改革大綱の基本目標とします。

## ＜基本目標＞

- ◆ 市民サービスの向上
- ◆ 市民参加・協働による行政運営
- ◆ 組織力の向上と人材育成
- ◆ 持続可能な自治体経営

# 行政改革の推進方針

## ＜改革課題＞

- ▶ 基本目標達成のための課題  
行政はサービス業であることを念頭に、市民本位の満足いただける質の高いサービスを提供する必要があります。また、市民参加・協働による行政運営を行うためには、市が保有している情報が市民と共有される中で、サービスを市が提供するだけでなく、市民と行政が連携・協力して担うという環境を整えることが必要です。そして、定員の適正化や財政の健全化を踏まえ、様々な行政課題に対応できる組織の整備、人材育成、適正な行財政運営が必要となります。
- ▶ 定員適正化について  
簡素で効率的な組織とするため、民間活力の積極的導入や組織・事務分掌の見直しを行うとともに、適正な人員配置による人的資源を有効活用する考えのもと、様々な行政課題の対応に必要な人員を確保しながら定員の適正化を図ります。
- ▶ 財政健全化について  
少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策等が将来的に必要となることから、今後の財政運営も厳しい状況になることが見込まれます。財政健全化を進めるため、歳入の確保や歳出の縮減等により財政収支の均衡を図り、持続可能な自治体経営に向けた財政基盤の確立に努めます。

以上のことから、次の4つを第5次行政改革大綱の改革課題とします。

### ＜改革課題＞

- ◆ 市民本位の行政サービスの推進
- ◆ 市民参加・協働推進のための環境整備
- ◆ 効率的・効果的な組織の整備と人材育成
- ◆ 持続可能な自治体経営のための行財政運営

## 計画期間

- ◆ 第5次行政改革大綱の計画期間  
平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

## 進行管理

- ◆ 5年間の取組み目標として、推進計画を策定し計画的に進行管理を行います。
- ◆ 進捗状況について、市報やホームページにより適時公表していきます。

# 行政改革の具体的取組み

- ▶ 前述の改革課題を解決するために、第5次行政改革においては、次の項目について具体的な達成目標を推進計画に設定して取組みます。

## <市民本位の行政サービスの推進>

- ◆ 利便性の拡大
- ◆ 質の高いサービス提供

## <市民参加・協働推進のための環境整備>

- ◆ 多様な参加機会の創出

## <効率的・効果的な組織の整備と人材育成>

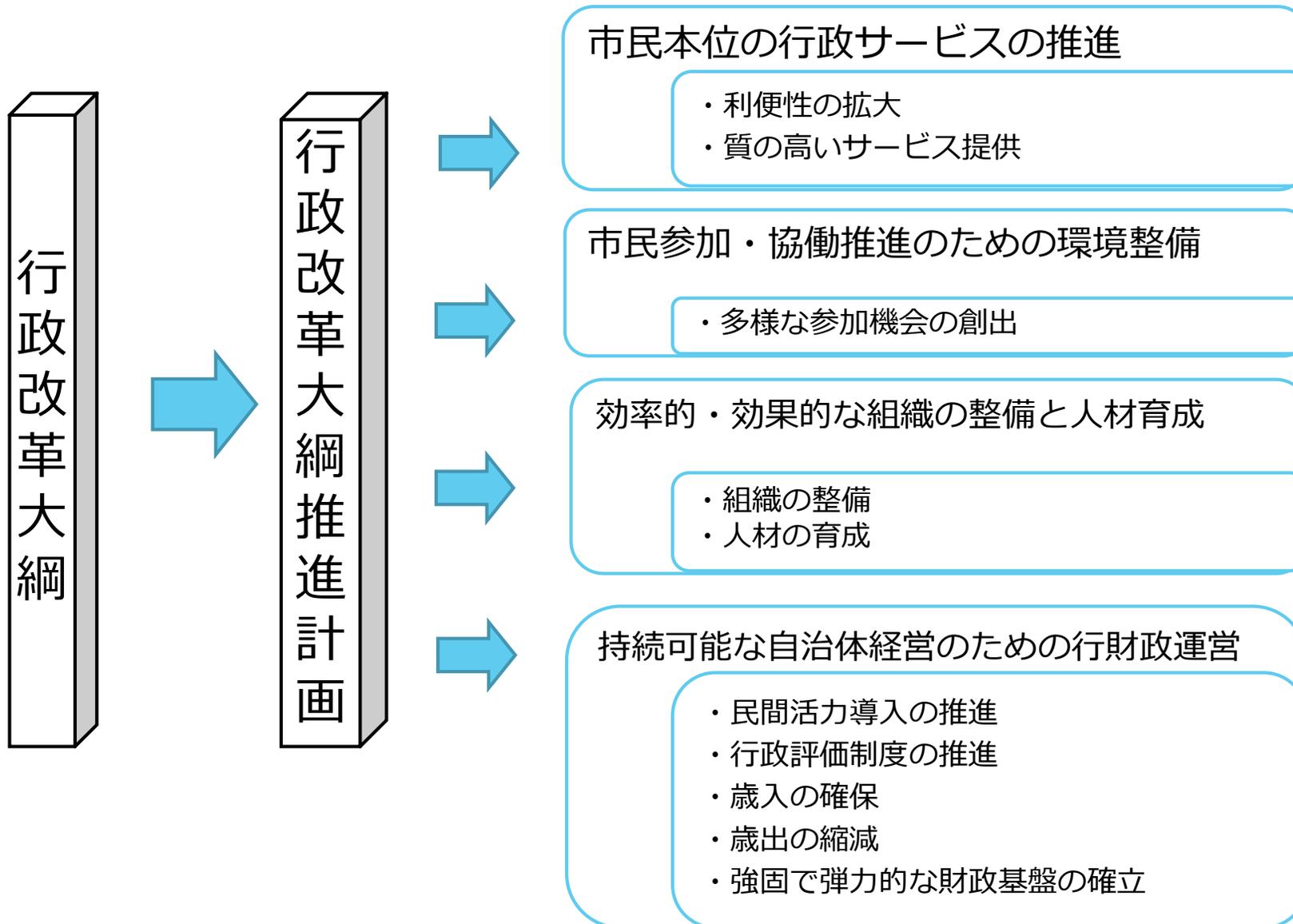
- ◆ 組織の整備
- ◆ 人材の育成

## <持続可能な自治体経営のための行財政運営>

- ◆ 民間活力導入の推進
- ◆ 行政評価制度の推進
- ◆ 歳入の確保
- ◆ 歳出の縮減
- ◆ 強固で弾力的な財政基盤の確立

※ 左記の内容について、今後検討する行政改革大綱推進計画の中で、具体的な取組項目・取組内容・年次計画等をお示しします。

# 行政改革大綱体系図



# 行政改革大綱の位置づけ

## 基本構想

(将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策の大綱を定めたもの。)

## 基本計画 (基本構想を実現するために、長期施策を体系化・計画化したもの。)

第1編 総論 (主要課題を明らかにしたもの。)

第2編 分野別計画 (基本構想の「まちづくりの基本施策」に沿った具体的な諸施策を示したもの。)

第3編 行財政運営 (「分野別計画」を推進していくための行財政運営にかかわる基本的な方針を示したもの。)

## 個別計画

## 行政改革大綱及び推進計画

実施計画 (3か年計画)  
(基本計画実現のための施策の内容・事務事業)

予算編成 ・ 予算執行

※基本計画第3編の推進に必要なものとして位置づける。ただし、「第2編 分野別計画」に関連する事項であっても、第3編に掲げられた施策に基づく積極的な改革が必要な場合には取組みの対象とします。